

下農委告示第 4 号

令和3年3月12日付け下農委告示第4号で公示した農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条第1項の規定による別段の面積に係る公示については廃止する。

令和5年3月22日

下関市農業委員会
会長 山田 正信

記

1 廃止する日

令和5年3月31日

2 廃止する理由

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号）が令和5年4月1日に施行され、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号が削除されるため

以上